

○射水市芸術文化公演活動促進奨励金交付要綱

令和8年3月18日

告示第88号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の芸術文化の振興を図るため、本市ゆかりのアーティスト等の公演活動を奨励するとともに市民の鑑賞活動の促進を目的として、射水市芸術文化公演活動促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 奨励金の交付に関しては、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市ゆかりのアーティスト等 奨励金の申請時において本市に在住、在学等をし、又は過去に在住、在学等をしたことがあり、音楽、演劇、舞踊、芸能その他の芸術(以下「音楽等の芸術」という。)において公演活動及び育成活動を生業としている者又はそれに準ずる活動を行う者をいう。
- (2) 市内ホール 新湊中央文化会館大ホール及び小ホール並びに小杉文化ホールひびきホール及びまどかホール

(奨励金対象事業)

第3条 奨励金の対象となる事業(以下「奨励金対象事業」という。)は、音楽等の芸術の公演において、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 奨励金の交付を申請しようとする者自らが企画又は運営し、かつ自らが出演、監督等を行うもの
 - (2) 市内ホールで開催され、広く市民の鑑賞に供することを目的とするもの
 - (3) 入場料等の対価を得て行われるもの。ただし、公演開催費用を賄う程度の低廉な入場料等であるもの
 - (4) 本市の芸術文化の振興に資するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、奨励金の交付の対象としない。
- (1) 過去の実績等から高い収益性が予測されるもの
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの

- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの
- (4) 国、地方公共団体その他の団体等から補助又は支援を受けるもの
- (5) カルチャー教室等の受講生やサークル団体、生涯学習活動団体等の構成員が主体となつて行う公演及び発表会
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本奨励金の趣旨に沿わないと市長が認めるもの
(奨励金対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者(以下「奨励金対象者」という。)は、奨励金対象事業を実施しようとする者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市ゆかりのアーティスト等
- (2) 本市ゆかりのアーティスト等が所属し、活動している団体

2 前項の規定にかかわらず、同一年度内で既に奨励金の交付を受けている者又は過去に3回以上奨励金の交付を受けている者は対象としない。

(奨励金対象経費)

第5条 奨励金の交付の対象となる経費(以下「奨励金対象経費」という。)は、奨励金対象事業に直接要する経費であつて、別表に定めるものとする。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、奨励金対象経費の額の2分の1以内とし、20万円を限度とする。

2 奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を申請しようとする者は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者の芸術活動の状況に関する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 奨励金の交付の決定を受けた者は、奨励金対象事業が完了したときは規則第12条の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、規則第10条第1項の規定により奨励金対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

- (1) 事業の実施内容を記載した書類

- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施状況を示す写真、資料等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に規則第5条第1項の規定による交付の決定がされた奨励金については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

奨励金対象経費	
費目	内容
謝金	公演を補助する専門的知識又は技術を有する者(伴奏者等)への謝金等(奨励金対象者又は奨励金対象団体の構成員に対するものは対象外)
賃金	公演に係る業務及び事務を補助するために臨時的に雇用した者(アルバイト等)の賃金等(奨励金対象者又は奨励金対象団体の構成員に対するものは対象外)
委託料	会場設営費、舞台演出費、チケット販売委託費等
印刷製本費	プログラム、チラシ、ポスター、入場券・立看板等の作成費等
広告宣伝費	新聞、テレビ、雑誌等への広告掲載費、広告デザイン料等
通信運搬費	チラシ等の郵送料、荷物運搬費等(対象公演に係る業者運搬のみ)
使用料及び賃借料	会場使用料、附属備品使用料、著作権使用料、演出機材賃借料等
手数料	楽器調律費等
その他	上記以外で市長が必要と認める経費